

八、本社の労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

九、六月以来の労働日誌を二十日毎に提出せしむるべし

十、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十一、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十二、

十三、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十四、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十五、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十六、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十七、

十八、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

十九、労働者に対する福利施設を充実せしむるに努むるべし

二十、

財団法人協調會大阪支所

才、健康保険金全額留社負担ノ事

才二健康保険費依ル扶助科ハ制定毎ニ留社側ニテ立替ルコト

才三留社ハ都合ニテ休業ノ場合ハ皆助手當リ支給スルコト

才四工場設備改善ノ件

イ、既設工場擴張スルコト

ロ、便所ノ増設

才五今回ノ問題ニ對シテハ絶對ニ犧牲者ヲ出サザルコト

右ノ嘆願書候也

昭和二年九月十四日

職金部従業員一同

中山亞細亞金工業所 御 中

此ノ爭議勃發前大阪ノ夾谷酒井兼藏ハコレヲ未前ニ解決セント大阪聯合會主事山内鐵吉ト會見打合シ相當ノ條件ヲ人レテ手打チセ